

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouuu/>

R7吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 ダム管理施設等設計業務 特記仕様書

■洪水吐設備改修設計

1. 目的

宮川内ダムクレストゲートについて、長寿命化を図るために扉体の詳細設計を行う。

2. 実施内容

1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務実施にあたっての技術の方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案作成する。

2) 現地踏査

設計に先立って現地踏査を行い、設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認する。

3) クレストゲート扉体改修設計

扉体塗替え塗装（上下流面）、水密ゴム取替の計画を行い、一般図、詳細図等の図面及び数量計算書を作成する。

- ・基本事項
- ・設計図作成（一般図、詳細図等）
- ・施工計画

※水密ゴム取替と上流面塗装は水位を下げて実施を想定している。

- ・数量計算
- ・特記仕様書（案）
- ・概算工事費

■利水放流設備改修設計

1. 目的

宮川内ダム利水放流設備について、長寿命化を図るために開閉装置の詳細設計を行う。

2. 実施内容

1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務実施にあたっての技術の方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案作成する。

2) 現地踏査

設計に先立って現地踏査を行い、設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認する。

3) 利水放流設備開閉装置修繕設計

放流バルブ室内の開閉装置（バルコン：4基）の分解整備の計画を行う。機側操作盤（1面）は更新設計（二次側ケーブル含む）を行う。流量計の取替と点検架台の塗装も合わせて実施する。

- ・基本事項
- ・設計図作成（一般図、盤外形図、単線結線図等）
- ・施工計画
- ・数量計算
- ・特記仕様書（案）
- ・概算工事費

■ダム管理設備移設設計画検討

1. 目的

ダム管理所建替基本計画をもとに、既存ダム管理設備（ダム管理制御処理設備、テレメータ・放流警報設備、気象観測設備、CCTV 設備等）を旧管理所から新管理所への移設設計画を検討し、営繕工事との調整事項や懸案事項を整理する。

2. 実施内容

1) 設計条件の整理

既存資料に基づき、移設設計に必要となる設備について、設計条件の検討・整理を行う。

2) ダム管理設備移設検討

ダム管理設備移設に伴い、下記項目について検討を行う。

- a) 機器設置場、機器配置の検討
- b) 仮設検討
- c) 配線方法、ルート検討
- d) 施工計画（切替計画、搬入計画）

3) 設計図書

- ・設計図（機器配置図、機器間配線図、配線系統図、工事仮設図等）
- ・施工計画書

■工事要点監理

1. 目的

宮川内ダムにおいて機械設備工事等、実施に関する監督支援を行うものであり、当該ダム発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

2. 実施内容

- 1) 工事元請から提出された書類等を確認する。
- 2) 工事の施工状況の照合等
- 3) 工事検査等への臨場（監督員の指示に従い、中間検査、部分払い検査、完成検査に臨場）
- 4) その他（災害発生時の情報収集、対策方法の提案等）

3. 実施内容に対する実施方針

- 1) 指定された内容を十分理解のうえ、工事元請からの提出書類や資料を確認する。
また仕様書、基準類工事契約図書等をよく理解のうえ、これら提出書類等と設計図書との照合を行う。
- 2) 工事変更資料は、ミスを防ぐために入念なチェックを実施する。

■照査

仕様書に基づく諸条件、検討項目について、照査報告書を取りまとめる

■報告書作成

前述までの作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

- 1) 紙媒体報告書（A4 チューブファイル綴じ） 1部
- 2) 報告書原稿（電子データ） 2部（正・副2枚）

■設計協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ（2回）
- 3) 成果納入時